

陸海軍文書について

原 剛

はじめに

明治以来陸海軍は、それぞれ所掌事項を記録し文書として保存してきたが、その多くは終戦時焼却命令により焼却され、また散逸したものもあり、現存するものは防衛研究所・国立公文書館などに所蔵されているものに限られている。

この残された文書を手掛かりに、陸海軍はどのような文書を記録し保存していたかについて、以下その概要を述べる。

陸海軍文書は、所掌により陸軍関係文書と海軍関係文書に大別され、さらに陸海軍内の所掌および内容により軍政関係文書と統帥関係文書に区分される。本文でいう統帥とは、狭義の統帥を意味し、軍を指揮命令することである。軍政とは、広義の軍政を意味し、統帥以外の軍事全般を意味する。

一 軍政関係文書

軍政関係文書は、陸軍大臣・海軍大臣がそれぞれ所掌する文書で、法

律・勅令・省令・達・訓令・告示などが使用された点、他の省と同じである。他の省と異なるのは、統帥権独立制に基づき軍令機関の長と陸海軍大臣などが帷幄上奏により允裁を経て制定される勅令（後に軍令となる）および内令（海軍大臣が允裁を経て達する命令と自ら発する命令で海軍独特のもの）と允裁を経て達する達（軍令が制定されるまで用いられていた）があることである。

（二）明治四〇（一九〇七）年の「軍令」制定までの令達

内閣制成立以後明治四十年までは、法律・勅令などの法令は、明治十九年二月制定の「公文式」（勅令第一号）に基づき制定された。陸海軍関係の法令も、一般的にはこの公文式の規定に基づき制定された。しかし、内閣制成立以前に成立していた統帥権独立制により、軍政命令中の軍機軍令に関する事項は、帷幄上奏し裁可を得、陸海軍大臣の副署により公布または令達される勅令および達が、例外的に認められていた⁽¹⁾。

本文では、他の勅令および達と区別するために、これらを「帷幄上奏勅令」および「帷幄上奏達」と称することにする。帷幄上奏達は、俗に

「ラル達」とも呼ばれる。このラル達は、陸海軍大臣が行政上制定した達と区分するため、允裁を経て公布・令達する際、「〇〇定メラル」または「〇〇改正セラル」のように「ラル」という字句が使用されたためにこう呼ばれた⁽²⁾。

ア 帷幄上奏勅令

一般の軍政に関する勅令は、閣議で議決した後、内閣總理大臣が天皇の裁可を得て副署し公布するという一般的の勅令と同じ手続きで制定されるが、帷幄上奏勅令は、閣議を経ることなく、軍令機関の長および陸海軍大臣などが帷幄上奏し、天皇の裁可を得て、陸海軍大臣が副署して公布するという手続きで制定された。

その法的根拠は、内閣官制の第七条および公文式の第三条（明治二十二年十二月改正）である。

しかし、このような帷幄上奏勅令は、「内閣官制」の制定および「公文式」改正によって法的根拠が与えられる以前の内閣制初期のいわゆる「内閣職權」時代において、内閣職權および制定当初の公文式が、帷幄上奏勅令を認めていなかった。既に勅令として発布されていたのである。例えば、明治二十一年の勅令第二四号「參謀本部條例廢止參軍官制制定」、二十二年の勅令第一〇〇号「艦隊条例」などがある⁽³⁾。

このような帷幄上奏によって制定される形態は、後に述べる「帷幄上奏達」の形態で、さらに遡つて太政官制時代の參謀本部設置以後から実施されてきたので、内閣制に移行した直後においても、この形態が踏襲されたものと考えられる。

しかし、法制上と現実との齟齬を放置できなくなり、また統帥権独立制を堅持する必要もあり、さらには内閣職權の「大宰相主義」を改める必要もあって、新たに内閣官制が制定され、公文式が改正されたのである。ここに帷幄上奏勅令は法的根拠を得、軍隊・艦隊の編制・配置、軍学校の組織に関するものが、この勅令で制定されていったのである。

この帷幄上奏勅令も、明治四十年に「軍令」が制定されたため、すべて軍令として公布・令達された。

イ 帷幄上奏達

明治十一年參謀本部条例が制定され、參謀本部が設置されるとともに、帷幄上奏制度が誕生した。これに伴い、明治十二年一月十日に「參謀本部長陸軍卿ヨリ直ニ上奏御裁可ノ後奉行手続ノ件」が、三条太政大臣・岩倉右大臣によって裁決された。これにより帷幄上奏・裁可・奉公の手続きが決定された。その内容は「參謀本部長陸軍卿ヨリ直ニ上裁ヲ請フモノハ御裁可ノ後大臣へ御下付大臣檢印書記官ニ下シ奉行セシム」である⁽⁴⁾。

これに基づき帷幄上奏達が令達されたが、その例として、明治十二年の「幕僚參謀条例」、十三年の「參謀本部條例中改正」、十五年の「參謀本部條例中改正」などがある⁽⁵⁾。

内閣制以後は、これまで帷幄上奏達で令達されていたものの中、主要なものは前述の帷幄上奏勅令として公布されたが、部隊・艦隊の編制などは、そのまま帷幄上奏達として令達された。

例えば陸軍の場合、明治十九年陸達乙第一〇〇号「師団番号制定」、明治

二十年陸達第一〇号「平時並戦時歩兵一聯隊編制」などがあり、海軍の場合、明治二十一年達第九二号「横須賀鎮守府所轄清輝艦自今航海練習艦ト定メラル」などがある。

また、陸軍においては、勅令・省令・訓令・告示以外の文書形式が、次の五種に定められた。

・「陸達号」 上奏を経た令達および行政事項に関する令達で、陸軍全般に配布し、官報に掲載する

・「送甲号」 部外に対する日常の往復文書

・「送乙号」 秘密および普通事項の令達、または日常の往復・訓示・訓

令・内諜などの文書

・「送丙号」 軍事機密に関する事項の令達および往復文書

・「密発号」 行政事項、軍令事項に涉るものに対し使用し、場合により送

乙号と同様に使用する

このため、これまでの帷幄上奏達は、陸達号・送乙号・送丙号として

令達されることになり、平時編制・勤務令などは送乙号で、動員計画書

関係や戦時編制は送丙号で令達された。しかし、明治四十年九月に「軍令」が制定され、これらは軍令として令達されようになった⁽⁶⁾。

一方海軍は、明治二十九年一月、次に述べる「内令」形式を採用し、帷幄上奏達の多くは、内令として令達した。この内令は、海軍独特のもので、海軍は終戦まで最大限活用した。

ウ 内令

海軍においては、軍艦団隊の組織編制や水雷隊配備表などは帷幄上奏

勅令として公布されていたが、この他の軍事上秘密を要し、かつ一般に周知せしめる必要のないものも含め、これらを、明治二十九年三月以降、「内令第〇号」として発布することにした⁽⁷⁾。

この「内令」制度採用により、帷幄上奏勅令および帷幄上奏達は廃止され、これらは、じ後「内令」として令達された。

内令はその内容が秘密事項でありかつ海軍部内かぎりのものであるため、官報には掲載されなかつた。また、内令には、前述した帷幄上奏により允裁を得て海軍大臣が令達するものと、海軍大臣が決裁して令達するものがあり、これを区別するため、前者の允裁内令には「〇〇定メラル」、後者の大臣決裁内令には「〇〇定ム」の字句が用いられた⁽⁸⁾。

最初の内令は、明治二十九年三月三十一日に発布された、内令第一号「海軍定員令」で、これは允裁内令である。内令は、後述するように、後に「内令兵号」と「内令員号」が追加制定され、一般の内令と合わせ三形式が使用された⁽⁹⁾。

(二) 「軍令」 制定以後の令達

明治四十（一九〇七）年二月に、これまでの公文式が廃止されて公式令が制定された結果、勅令は全て内閣総理大臣の副署が必要になつた。このため陸海軍は、統帥権独立の見地から、軍政命令中の軍機軍令に関する事項は、帷幄上奏して天皇の裁可を経、主任の陸海軍大臣のみが副署して公布・令達する「軍令」という法規を、帷幄上奏し裁可を得て、九月に制定した。（明治四十年軍令第一号「軍令ニ関スル件」）

新たに制定された「軍令」は、次のように区分された。

ア 公示するもの

・陸海軍共通のもの

軍令第〇号
軍令陸第〇号

・陸軍に関するもの

軍令海第〇号

イ 公示しないもの

・陸軍に関する軍事機密事項

軍令陸甲第〇号
軍令陸乙第〇号

・陸軍に関する秘密事項

公示しない海軍の軍令がないのは、海軍は明治二十九年以来の内令があり、この内令のうちの允裁内令が、公示しない海軍の軍令に相当していたからである。

軍令制定により、これまでの帷帳上奏勅令は、軍令号と軍令陸号および軍令海号として公布され、陸軍の送丙号で令達された軍事機密事項は軍令陸甲として、送乙号で令達された秘密事項は軍令陸乙号として令達された⁽¹⁰⁾。

陸軍においては、この他、行政事項の令達の中、永久的なものは「陸達号」で、軍事機密事項は「陸機密号」で、秘密事項は「陸密号」で、軍事機密・秘密以外の事項は「陸普号」で令達することになった⁽¹¹⁾。

海軍においては、明治四十一年十月以降、兵器に関する内令を「内令兵第〇号」とし、昭和十九（一九四四）年一月以降、定員に関する内令を「内令員第〇号」として令達した⁽¹²⁾。

また、行政事項で永久的なものは「達号」で、機密事項（海軍では軍機・軍極秘・極秘・秘の四種を機密と称した）は、「官房機密号」で、機

密以外の事項は「官房号」で令達された。

（三） 動員令・出師準備発動など陸海軍大臣が奉行する勅命

ア 動員令（復員令）と出師準備発動およびその計画

陸軍では、部隊などを平時の態勢（編制）から作戦遂行に適応できる戦時の態勢（編制）に移すことを「動員」といい、動員した部隊などを平時の態勢に復することを「復員」という。

海軍では艦船部隊などを平時の態勢から戦時の態勢に移行し、かつ戦時中この状態を維持するための必要な準備を「出師準備」という。

動員（出師準備）が必要な場合、参謀総長（軍令部総長）が上奏して允裁の後、陸軍大臣（海軍大臣）に移し、陸軍大臣（海軍大臣）がこの勅命を伝達することにより発動される。

陸軍の場合「動第〇号」という「動員令」によって実施され、復員の場合は「復第〇号」という「復員令」によって実施された⁽¹³⁾。

海軍の出師準備発動は、允裁の後、海軍大臣によって伝達されたのであるが、その伝達書が残されていないため、その伝達文書形式は分からぬ。

動員および出師準備のため毎年、年度の動員計画および年度の出師準備計画が策定された。陸軍での動員計画の担当は参謀本部（明治四十年十一月～大正二年七月の間は陸軍省）であり、海軍での出師準備計画の担当は海軍省（大正十二年四月までは海軍軍令部）であった。⁽¹⁴⁾

陸軍は、「動員計画令」に基づき毎年「年度動員計画令」を策定し、「軍令陸甲」で令達した。年度動員計画令は、動員する部隊・編制・装備・人

と馬の充用・動員完結などを計画した膨大なものである。各部隊は、これに基づき部隊の「年度動員計画書」を策定した。陸軍も、明治二十六（一八九三）年までは、動員を出師準備と称していたが、同年以後は動員と改称した。

海軍は、年度作戦計画などの年度戦時諸計画と「出師準備規程」に基づき、「年度出師準備計画要領書」を策定し、これを各中央各部局および各鎮守府・要港部に示し、それぞれの「年度出師準備計画書」を策定させた。出師準備計画は、艦船・部隊・機関・人員・軍需品などの整備とその緩急順序および運輸などに関するもので、極めて複雑多岐にわたるものであった⁽¹⁵⁾。

イ 要塞戦備令

陸軍では、要塞の戦闘準備を「戦備」と称した。戦備は、戦闘準備の度合いにより、「警急戦備」・「準戦備」・「本戦備」の三種に区分された。戦備発動の勅命を「戦備令」といい、允裁の後、陸軍大臣が「戦第〇号」で伝達する。昭和十六（一九四一）年以後は、後述する「大陸命」で參謀総長が伝達した⁽¹⁶⁾。

ウ 戰時警備令

陸軍では、戦時または事変において、国内における軍事行動および重要施設と資源を守り、かつ所要に応じ治安を維持するための警備を「戦時警備」と称した。戦時警備発動の勅命を「戦時警備令」といい、允裁の後、陸軍大臣が伝達する。

戦時警備は、昭和十一年二月の二・二六事件の際下令された。昭和十

六年以後は、「大陸命」で参謀総長が伝達した⁽¹⁷⁾。

（四） その他の軍政関係文書

陸海軍は、前述した軍令・行政関係の令達や一般の文書のほか、法規集・統計年報・名簿などを作成し保管もしくは配布している。

ア 法規集

関係法規集として陸軍は「陸軍成規類聚」を、海軍は「海軍諸例則」を編纂している。これらには「法令全書」に掲載されているもの、および掲載されていないもの即ち公示されていない部内かぎりの行政令達類（秘密事項を除く）が収録されている。この他に秘密関係の令達類として、陸軍には「秘・陸軍成規類聚」があり、海軍には「内令」を収録した「内令提要」がある。

イ 統計年報

統計年報は陸海軍の各種の統計が掲載されていて、陸海軍の研究には欠かせない貴重な史料である。

陸軍は、明治八（一八七五）年度から「陸軍省年報」を作成し、明治二十一年度からは、名称を「陸軍省統計年報」と改称して作成し、さらに明治三十二年度からは、秘密事項を別冊とし、昭和十一（一九三七）年度まで毎年（明治三十七・三十八年度を除く）作成した。

海軍は、明治八～九年度は「海軍省報告書」、明治十～十二年度は「海軍省報告」、明治十三～十六年度は「海軍省報告書」、明治十七～二十一年度は「海軍省年報」、明治二十二～三十一年度は「海軍省報告」、明治三十二年度以降は再度「海軍省年報」、昭和十六年度は「海軍省統計年報」

として、昭和十六年度まで作成した。また秘密事項は、明治四十二年以後別冊とし、大正八（一九一九）年以降は、極秘年報とし、昭和十二年以降は、秘年報として作成した。⁽¹⁸⁾

陸軍の統計年報は、国立公文書館および法務省図書館に、海軍の統計年報は、総理府統計局統計図書館に揃つて所蔵されている。

ウ 名簿

陸軍は、明治九年以降、将校について「停年名簿」を作成した。明治二十二年以降は、「陸軍現役将校同相当官実役停年名簿」と「陸軍予備役後備役将校同相当官服役停年名簿」の二種類を、毎年七月一日現在をもつて作成した。⁽¹⁹⁾

その他「特別志願將校名簿」・「陸軍文官名簿」が作成された。

海軍の名簿初度作成は分からぬが、大正十年頃までは「海軍高等武官名簿」を作成し、以後「現役海軍士官名簿」および「在郷海軍士官名簿」を作成している。その他に「海軍予備士官名簿」・「海軍文官名簿」などを作成している。

海軍は、明治四十五年二月一日より、海軍辞令・通報・告知類を掲載した「海軍公報」を休日を除く毎日発行した。大正三年九月以降、部外秘事項を掲載した「海軍公報（部外秘）」をも発行し、大正八年三月以降、この部外秘公報を「海軍公報（部内限）」と改称した。さらに、昭和十九年八月以降、新たに軍極秘・極秘の諸令達を掲載した「軍極秘海軍公報」を発行するとともに「海軍公報（部内限）」を「秘海軍公報」と改称して、一般の「海軍公報」と併せ三種類の海軍公報を発行した。「軍極秘海軍公報」と「秘海軍公報」は部内ののみに配布され、一般の「海軍公報」は部外の官公庁にも配布された。⁽²⁰⁾

二 統帥関係文書

陸海軍人の辞令は、昭和十二年までは官報に掲載されていたが、以後は掲載されなくなつた。従つて陸海軍人の人事移動は、陸軍は「陸軍移動通報」、海軍は「海軍辞令公報」か「海軍公報」によらなければならぬ。⁽²¹⁾

エ 兵籍など

陸軍軍人としての戸籍を「兵籍」という。海軍では「履歴書」（下士官兵は「履歴表」という。これらの兵籍などは、陸軍では、陸軍省・所属

部隊・聯隊区司令部などで、海軍では、海軍省・鎮守府海軍人事部などで保管されていた。戦後、陸軍の兵籍は本籍地の都道府県庁に、海軍の履歴書などは厚生省援護局に移され保管されている。

オ 海軍公報

ア 作戦計画

陸海軍は、明治四十（一九〇七）年に「国防方針」と「用兵綱領」を制定し、この用兵綱領に基づき、年度ごとの「年度作戦計画」を策定した。この年度作戦計画は、開戦時における陸海軍の作戦行動の基本となるものであり、平時ににおいては、兵力整備・編制・教育訓練などの基準になるものである。また、この計画は、最高度の秘密とされ、参謀本部と軍令部の各々の主務系統のみで処理された。

軍司令官・艦隊司令長官などへは、この作戦計画に基づく「年度作戦計画訓令」を令達し、これに基づき、それぞれ自隊の年度作戦計画を策定するよう命じた。

用兵綱領に基づく年度作戦計画が最初に策定されたのは、陸軍では、明治四十年度であり、海軍では、大正三（一九一四）年度である⁽²²⁾。

ただし、陸軍は明治二十六年三月に「作戦計画要領」を策定して天皇に上奏し允裁を受けていることから、これが陸軍最初の作戦計画であるということができる。明治二十九年度からは「年度守勢作戦計画要領」として允裁を受け令達している⁽²³⁾。

イ 要塞防禦計画（国内防衛計画・国土防衛計画）

参謀本部は、明治二十九年以後、年度守勢作戦計画要領に基づき「年度要塞動員計画訓令」を策定令達した。明治三十五年度以後「要塞防禦計画訓令」と改称し、さらに明治四十三年度以後は、年度作戦計画から独立した「年度要塞防禦計画」を策定し、これに基づき「年度要塞防禦計画訓令」を令達して、各要塞ごと年度要塞防禦計画を策定するよう命じた⁽²⁴⁾。

二・二六事件の際、第一師管内に戦時警備令が下令され、第一師管の戦時警備計画が発動された⁽²⁵⁾。

じた⁽²⁶⁾。

その後、年度要塞防禦計画は、臨時要塞防禦・要地防衛・島嶼防禦・国土防空計画などと合わせて策定されたが、昭和六（一九三二）年度以後、これらを統一して「年度国内防衛計画」とし、次に述べる戦時警備計画をも含めて計画されるようになった。その後、昭和十一年度に「年度国土防衛計画」と改称した⁽²⁷⁾。

ウ 防禦計画

海軍は、明治三十年に対馬・広島湾口などの水雷防禦計画書を、明治三十四年には、同年度の横須賀・呉鎮守府などの防禦計画書を策定している⁽²⁸⁾。

しかし、これらの計画は各鎮守府などの防禦計画であって、全国的な防禦計画ではない。全国的な防禦計画が、独立したものとして策定された形跡はないが、後に年度作戦計画が策定されるようになり、防備として作戦計画の中に包含された。

エ 戰時警備計画

陸軍においては、参謀本部が、昭和四年度以後、「年度戦時警備計画要領」を策定し、年度戦時警備計画策定の基本を令達したが、昭和八年「戦時警備計画令」を策定して、計画の基本事項を示し、年度国内防衛計画令により各師団などに「年度戦時警備計画書」を策定するよう命じた⁽²⁹⁾。

海軍では、戦時の国内警備計画は、年度作戦計画の中に含まれて計画されていた。

(二) 命令

ア 大陸命、大陸指、大海令、大海指

天皇が陸海軍に命令する統帥命令を「大命」または「奉勅命令」という。戦時または事変に際して大本営が設置された場合に、大本営陸軍部（大本営海軍部）が起案し、允裁を受け、参謀総長（軍令部総長）が受令者に伝宣した。この場合の陸軍関係の命令を「大陸命」といい、「大陸命第〇号」で伝宣され、海軍関係の命令は「大海令」とい、「大海令第〇号」で伝宣された。

大陸命に関する参謀総長の指示および参謀総長隸下部隊に対する参謀総長の命令を「大陸指」とい、「大陸指第〇号」として下令された。同様に海軍関係の軍令部総長指示を「大海指」という。

奉勅命令は、日清戦争時、陸軍は「参命第〇号」で、海軍は「命第〇号」で伝宣された。北清事変時には、陸軍は当初は陸軍大臣が「〇〇二命令」の形式で伝宣したが、事変途中の明治二十三年（一九〇〇）七月、天皇の裁可を得て、大本営が置かれない場合の動員部隊に対する命令は参謀総長が伝宣することとした。海軍は、海軍大臣が通常の訓令と同形式の「海総第〇号」で伝達したが、大正三（一九一四）年八月、海軍軍令部条例を改正し、前述の陸軍同様に大本営が置かれない場合の命令も軍令部長が伝宣することにした⁽²⁹⁾。

日露戦争時、陸軍は、参謀総長が当初は「〇〇二与フル訓令」で伝宣

し、七月以後は「参命第〇号」で伝宣した。海軍は、大本営設置以前は海軍大臣が「大海令」で伝宣し、設置後は軍令部長が伝宣した。

支那事変時には、陸軍は「臨参命第〇号」、海軍は「大海令第〇号」で、参謀総長・軍令部総長からそれぞれ伝宣された。なお陸軍では、参謀総長指示を「臨命第〇号」で令達した。大本営設置後、陸軍は「臨参命」を「大陸命」に、「臨命」を「大陸指」と改称し、終戦まで使用した。海軍では、支那事変勃発から大東亜戦争開始直前まで、総長指示にも大海令が使用されたが、以後は、陸軍と同じように大海令と大海指が使用された⁽³⁰⁾。

イ 作戦命令

陸軍の各級部隊で発令する作戦命令を「作命」と略称し、「作命甲」（作战）・「作命乙」（情報）・「作命丙」（後方）・「作命丁」（兵站）に区分され、「〇〇部隊作命甲第〇号」という形式で発令された。

海軍では、「〇〇艦隊命令作第〇号」という形式で発令された。

ウ 日々命令（陸軍）、日令（海軍）
各級の部隊などが、作戦に直接関係のない内務・人事・勤務などに関する事項を令達するものを、陸軍では「日々命令」、海軍では「日令」と称した⁽³¹⁾。

(三) 報告・日誌など

陸海軍の部隊・艦隊などは、作戦実施中または実施後、次のような報告や日誌を記録し提出することが義務づけられていた。

ア 戰闘要報（陸軍）、戰闘概報（海軍）

一つの戰闘が終了後、機を失せずその戰闘の概要を上級指揮官に報告する報告書を、陸軍では「戰闘要報」とい、海軍では「戰闘概報」という。陸軍は歩兵・砲兵・航空兵の大隊以上、その他の兵種の中隊以上の各部隊ごとに作成する。海軍は独立して行動する艦艇以上において作成する⁽³²⁾。

イ 戰闘詳報

高級指揮官のじ後の作戦指導を適切にするため、一つの戰闘が終了した後、その戰闘の状況を詳しく上級指揮官に報告する報告書で、陸海軍とも「戰闘詳報」という。報告部隊は、前記の戰闘要報（戰闘概報）に同じである。報告内容は、陸海軍とも概ね同じで、戰闘前における彼我の状況、気象・戦場の状況、戰闘の経過、戰闘後の形勢、将来参考となる所見、功績などであり、死傷表および兵器弾薬損耗表などを別表として添付する⁽³³⁾。

ウ 機密作戦日誌

今後の作戦指導と戦史編纂のため、作戦に関する計画と実施についての機密的事項を記録するもので、陸海軍とも「機密作戦日誌」という。陸軍では師団以上の参謀部、海軍では大本營の各部と高級指揮官が作成する⁽³⁴⁾。

エ 陣中日誌（陸軍）、戰時日誌（海軍）

戦史の資料および将来の改善資料のため、戦時における毎日の実施事項などを記録し、一月ごと順序を経て大本營に提出するもので、陸軍で

は「陣中日誌」とい、海軍では「戰時日誌」という。陸軍は、動員下時の日から復員完結の日まで、中隊以上の部隊などが作成し、海軍は、戦時編制実施の日、宣戰布告の日もしくは出師の命があつた日から平和克復の日まで、隊以上の部隊などで作成する。なお、海軍では、事変においては「事變日誌」という⁽³⁵⁾。

三 陸海軍の編纂戦史など

陸海軍とも、それぞれ創設以来の歴史を編纂するとともに、戦争ごとにそれぞれの戦史を編纂している。

（一）陸軍省・參謀本部の編纂戦史など

陸軍省編纂のものとして「陸軍沿革要覽」、「陸軍沿革要覽統篇」、「陸軍省沿革史」、「明治二十七八年戰役統計」、「明治二十七八年戰役陸軍衛生事蹟」、「臨時陸軍檢疫部報告摘要」、「明治三十七八年戰役陸軍政史」、「明治三十七八年戰役統計」、「明治三十七八年戰役陸軍衛生史」がある。他に宮内省に提出された「軍事關係明治天皇御伝記史料」がある。

參謀本部編纂のものに「參謀本部歷史草案」、「征西戰記稿」、「明治二十七八年日清戰史」、「明治三十三年清國事變史」、「明治三十七八年日露戰史」、「明治三十七八年秘密日露戰史」、「大正三年日獨戰史」、「秘・大正三年日獨戰史」、「秘・大正七年乃至十一年西伯利出兵史」、「秘・大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史」、「昭和三年支那事變出兵史」、「昭和三年支那事變軍馬衛生史」、「滿州事變史」、「支那事變戰史」、「支那事變史上篇」がある。

(二) 海軍省・軍令部の編纂戦史など

海軍省が編纂したものとして「海軍制度沿革」、「海軍軍備沿革」、「帝国海軍水雷術史」、「明治十年西南征討志」、「日清戰役海軍衛生史」、「明治三十三年清國事變海軍戰史抄」があり、海軍教育本部が編纂のしたものに「帝国海軍教育史」がある。

軍令部編纂のものは「明治二十七八年海戰史」、「秘(極秘)・明治二十七八年海戰史」、「明治三十七八年海戰史」、「極秘・明治三十七八年海戰史」、「大正三・四年戰役海軍戰史」、「大正三・四年戰役海軍經理史」、「大正四乃至九年戰役海軍戰史」、「大正四乃至九年戰役海軍經理史」、「昭和六年・七年事變海軍戰史」、「大東亜戰爭海軍戰史本紀」がある。

以上のように、陸海軍とも多くの記録を保存していたが、終戦時の重要機密文書焼却命令により、大半のものが焼却された。ところが焼却の機会を逸し、または関係者の独断で焼却されなかつた文書が、後に防衛研修所戦史室に集められ、現在防衛研究所史料閲覧室において、一般に公開されている。

註

- (1) 永井和『近代日本の軍部と政治』(思文閣出版、一九九三年)三二一九頁、三六一～三六三頁。
- (2) 近藤新治『軍令機関文書』(日本古文書学講座)第九卷近代編、雄山閣出版、一九七九年)。

(3) 前掲『近代日本の軍部と政治』三二一～三二五頁。

(4) 「公文錄」明治一二年(国立公文書館藏、二A一一〇一公一一四二一三)。

(5) 前掲『近代日本の軍部と政治』三八二～三八三頁。

(6) 「軍令ニ関スル件」(陸軍省「密大日記」明治四十年一月～四月、防衛研究所図書館藏)。

(7) 海軍省『海軍制度沿革史』卷一一の二(原書房、一九七一年)五一六～五一七頁。

(8) 同右。

(9) 海軍省官房「内令提要」第五類、文書、昭和十九年(防衛研究所図書館藏)。

(10) 前掲「軍令ニ関スル件」。

(11) 同右。

(12) 前掲「内令提要」。

(13) 「動員計画令」(前掲「密大日記」明治三十年七月～十二月)。「動員計画令付録」(陸軍省「軍事機密大日記」明治三十二年第三号、防衛研究所図書館藏)。

(14) 前掲「軍事機密大日記」明治四十二年第一号、大正二年第一号、大正三年第一号。「海軍省処務規定」大正十二年四月(前掲「海軍制度沿革」卷一、一三三二頁)。松本海軍中佐講述「昭和十年出師準備講義摘要」(海軍大学校一九三六年、防衛研究所図書館藏)。

(15) 防衛研修所戦史室『戦史叢書・海軍軍戦備』1(朝雲新聞社、一九九九年)。

（六九年）七五八〇～七六〇頁。

（16）「要塞防禦草案」（陸軍省「密受受領編冊」明治三十五年七月～十二月、防衛研究所図書館蔵）。「要塞防禦教令」（千代田史料、防衛研究所図書館蔵）。「大陸命第五〇五号」など（「大陸命綴」、防衛研究所図書館蔵）。

（17）「第一師管戦時警備解除ノ件」（陸軍省「陸機密大日記」昭和十一年第一号、防衛研究所図書館蔵）。戒厳司令部參謀部第二課「二・二六事件警備経過ノ概要」昭和十一年（防衛研究所図書館蔵）。「大陸命第五七七号」など（前掲「大陸命綴」）。

（18）海軍大臣官房編「大正八年度海軍省年報」、「昭和十六年度海軍省統計年報」（防衛研究所図書館蔵）。

（19）『法令全書』明治八年、明治二十二年。

（20）前掲『海軍制度沿革史』卷一の二、六九一頁。

（21）同右、六九〇頁。前掲「内令提要」。

（22）原剛「日露戦争後の帝国陸軍作戦計画とその訓令」（『軍事史学』第十八卷第三号）。防衛研修所戦史室『戦史叢書・大本営海軍部聯合艦隊1』（朝雲新聞社、一九七五年）一二五頁。

（23）原剛「日清戦争等における本土防衛」（『軍事史学』第三十卷第三号）。高田甲子太郎「国防方針制定以前の陸軍年度作戦計画」（『軍事史学』第二十卷第一号）。

（24）前掲「密大日記」および「機密大日記」の各年。

（25）「參謀本部歴史」大正二年以後昭和十年まで。

（26）前掲「密大日記」明治三十年一月～六月。「軍事機密文書編冊」明治三十五年、參謀本部（防衛研究所図書館蔵）。

（27）前掲「參謀本部歴史」昭和三年、昭和五年、昭和七年。

（28）前掲「第一師管戦時警備解除ノ件」。前掲「二・二六事件警備経過ノ概要」昭和十一年（防衛研究所図書館蔵）。

（29）原剛「日清・日露戦争等における奉勅命令」（『臨參命・臨命總集成』一、エムティ出版、一九九四年）。森松俊夫「大陸命・大陸指解題」（同上）。

（30）同右。

（31）～（33）「野外要務令」明治二十四年、「陣中要務令」大正三年、「作戦要務令」昭和十三年（防衛研究所図書館蔵）。「第一次改正海戦要務令」明治四十三年（防衛研究所図書館蔵）。

（34）～（35）「戦時高等司令部勤務令」明治二十七年、昭和四年（防衛研究所図書館蔵）。前掲「第一次改正海戦要務令」。